

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例  
等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。） <u>については</u> 、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日） <u>までの間は、春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例</u> （以下「条例」という。）第3条第1項第3号に規定する日までの間に <u>主任介護支援専門員更新研修を修了している</u> ものとみなす。	2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。） <u>に係る最初の主任介護支援専門員更新研修</u> （第1条の規定による改正後の春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。） <u>については、同号の規定にかかわらず</u> 、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日） <u>までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したもの</u> とみなす。
3 前項の規定により <u>条例</u> 第3条第1項第3号に規定する日までの間に <u>主任介護支援専門員更新研修</u> を修了したものとみなされた者に係る最初の <u>主任介護支援専門員更新研修</u> （同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。	3 前項の規定により <u>新条例</u> 第3条第1項第3号に規定する日までの間に <u>最初の主任介護支援専門員更新研修</u> を修了したものとみなされた者に係る最初の <u>主任介護支援専門員更新研修</u> 以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、 <u>条例</u> 第3条第1項第	4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、 <u>新条例</u> 第3条第1項

3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。